

さいたま都市計画地区計画の変更について

【大宮駅西口第四地区】

新旧対照表

【議案第 3 9 8 号関係】

大宮駅西口第四地区地区計画の新旧対照表

地区整備計画

【業務・商業複合地区】

	新	旧
容積率の 最高限度	敷地面積500㎡以上 50/10	敷地面積500㎡以上 50/10
	<p><u>ただし、都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区内の建築物及び同項第4号に規定する特定街区内の建築物、建築基準法第59条の2第1項の規定による許可を受けた建築物、都市再生特別措置法第36条第1項に規定する都市再生特別地区内の建築物その他法律の規定により容積率の緩和制度の適用を受ける建築物はこの限りでない。</u></p>	
	敷地面積500㎡未満 40/10	敷地面積500㎡未満 40/10